

令和 8 年  
第 2 回 土 岐 市 議 会 臨 時 会 議 案

令和 8 年 5 月 8 日

## 令和8年第2回土岐市議会臨時会議事日程

令和8年5月8日（金曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	議第26号 損害賠償の額を定めることについて	1
日程第4	議第27号 専決処分の報告及び承認について	2
	専第2号 土岐市税条例の一部を改正する条例について	
日程第5	議第28号 専決処分の報告及び承認について	10
	専第3号 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について	
日程第6	議第29号 専決処分の報告及び承認について	14
	専第4号 土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第7	議第30号 専決処分の報告及び承認について	別冊
	専第5号 令和7年度土岐市一般会計補正予算（第9号）	
日程第8	議第31号 専決処分の報告及び承認について	別冊
	専第6号 令和7年度土岐市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第9	議第32号 専決処分の報告及び承認について	別冊
	専第7号 令和7年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第10	常任委員の選任について	17
日程第11	議会運営委員の選任について	18

議第26号

損害賠償の額を定めることについて

市は、次のとおり物損事故に対する損害賠償の額を定めるものとする。

令和8年5月8日提出

土岐市長 加藤 淳 司

令和8年1月11日、陶史の森駐車場内（土岐市肥田町肥田地内）の立木が倒れ、駐車していた相手方所有の車両を破損させた事故について、市は次のとおり賠償するものとする。

1 損害賠償の額            644,424円

## 議第 2 7 号

### 専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- 1 専第 2 号 土岐市税条例の一部を改正する条例について

専第 2 号

土岐市税条例の一部を改正する条例について

土岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日専決

土岐市長 加 藤 淳 司

## 土岐市条例第11号

### 土岐市税条例の一部を改正する条例

土岐市税条例（昭和30年土岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の7第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第58条の2に次の1号を加える。

(5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第81条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条の2第1項中「軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を「買主を」に改め、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の4から第81条の9までを削る。

第82条から第84条まで（見出しを含む。）及び第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第89条から第91条まで（見出しを含む。）の規定中「種別割」を「軽自

自動車税」に改める。

第92条第2項中「第81条第3項ただし書」を「第81条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12

条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号、第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の土岐市税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の3第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定す

る特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(土岐市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 土岐市税条例等の一部を改正する条例（平成26年土岐市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議第 28 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 専第 3 号 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について

専第 3 号

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

土岐市長 加 藤 淳 司

## 土岐市条例第12号

### 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例

土岐市都市計画税条例（昭和32年土岐市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第11項中「、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項から第33項まで、第37項若しくは第44項」を「、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第30項から第32項まで、第36項若しくは第43項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とする。

附則第3項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害

者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第2項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 3 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の土岐市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

## 議第 29 号

### 専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 専第 4 号 土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

専第4号

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日専決

土岐市長 加藤 淳 司

## 土岐市条例第13号

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年土岐市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

日程第 10

常任委員の選任について

土岐市議会委員会条例（昭和 31 年土岐市条例第 24 号）第 7 条第 1 項の規定により、土岐市議会常任委員を次のとおり選任する。

令和 8 年 5 月 8 日

別 紙

日程第 1 1

議会運営委員の選任について

土岐市議会委員会条例（昭和 3 1 年土岐市条例第 2 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、土岐市議会運営委員を次のとおり選任する。

令和 8 年 5 月 8 日

別 紙

## 議 案 付 託 表

付託委員会	議案番号	案 件
総務常任委員会	議第26号	損害賠償の額を定めることについて